

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R4特殊車両オンライン申請システム用サーバ賃貸借
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	令和4年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	東芝デジタルソリューションズ株式会社官公営業第三部 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	66,250,800円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	66,250,800円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本件は、特殊車両通行許可申請システム(以下「既存システム」という)を構成するサーバの再賃貸借を行うものである。</p> <p>当初、令和4年4月から、システムを構成するサーバを新たに賃貸借(以下「新賃貸借サーバ」という)して、既存システムからのシステム移行を予定していたが、道路法の一部改正に伴い、新たな特車制度が創設され、新制度に対応したシステムの構築を行うこととなったため、新賃貸借サーバのシステム構成、新制度に対応したシステムとの連携及びシステム全体の移行の工程等を見直す必要が生じた。</p> <p>新賃貸借サーバの運用を開始するためには、システムの構成変更、新制度に対応したシステムとの連携のための改修、物品の調達、データ移行及びシステム構築の期間が必要であるだけでなく、段階的な工程を踏む必要があり、約9ヶ月程度の期間を要する。</p> <p>その移行工程中に既存システムの運用を停止することは、特殊車両の運行許可等を必要とする事業者等に多大な影響をもたらすため、新賃貸借サーバへの移行が完了するまでの期間中についても、運用を行う必要がある。</p> <p>特殊車両の通行許可申請の運用環境に合わせた設計仕様を満足するサーバの確保や導入準備等を踏まえると、新賃貸借サーバの運用開始までの期間、暫定的にシステムへの移行を円滑に実施できる者は既存システムのサーバ賃貸借を契約している左記業者以外に存在しない。</p> <p>以上の理由により、左記業者と随意契約を行うものである。</p>
備考	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>政府調達に関する協定 第13条1(b)</p> <p>国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号</p>

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。